

計量国語学会著作権規定

制定：2010年9月11日

施行：2011年4月1日

(目的)

1. 本規定は、計量国語学会（以下、学会という）が刊行する学会誌等の刊行物（以下、学会誌という）に掲載される論文等の著作物（以下、著作物という）の著作権に関する取り扱いを定めるものである。

(学会による著作権の保有)

2. 本規定施行以後の著作物の著作権は学会が保有する。著者は、学会に著作物を投稿した時点で、本規定を了承したものとし、著作物の複製、インターネット等による著作物の公開、その他著作物の利用（以下、著作物の複製等という）を行う場合には、本規定に従うものとする。学会が著作物を学会誌に掲載することを決定した時点で、当該著作物の著作権が学会に譲渡されたものとする。

(例外の処理)

3. 特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著者は投稿時にその旨を投稿窓口あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の扱いについては著者と学会との間で協議する。

(学会が行う複製等による対価)

4. 学会が行う著作物の複製等により学会に対価が支払われる場合は、それは学会の収入となり、著者は対価に関する権利をもたない。

(著者が複製等を行う条件)

5. 著者が、自らあるいは第三者を通じて、自らの著作物について著作物の複製等を行う場合は、著作権法で認められている場合を除き、事前に学会に通知することとする。学会は、学会誌刊行後1年を経過した著作物に関して、通知がなされた場合、特別の理由がない限り、これを許諾する。

(著者が行う複製等による対価)

6. 前項に基づいて著者が行う著作物の複製等により著者に対価が支払われる場合は、学会は対価に関する権利を主張しない。

(複製等を行う際の出典の明示)

7. 著者が自らの著作物について著作物の複製等を行う場合は、著作物の出典として、『計量国語学』誌名と巻号、ページなどの情報を明記する。

(本規定に定めがない事項)

8. 本規定に定めがない著作権上の事項の取扱については、本会と著者との間で別途協議する。

(施行日)

9. 本規定は、2011年4月1日から施行するものとし、2011年6月発行予定の「計量国語学」28巻1号より適用するものとする。

(本規定施行以前の著作物)

10. 本規定施行以前の著作物については、従前通り、著作権は著者が保有するものとする。